

## 令和6年度

### 舗装工事における簡易型総合評価落札方式の試行について

簡易型総合評価落札方式「専門工事タイプ【舗装型】・【舗装型（大規模）】」

札幌建設管理部では技術力による適正な競争と品質の確保及びプラントの安定的な経営による建設リサイクルの促進を目的とし、平成22年8月より舗装工事における「総合評価落札方式」を試行しており、今年度についても、引き続き「簡易型総合評価落札方式」を試行することとした。なお令和6年度の改正概要は以下のとおり。

#### 【令和6年度改正概要等】

○タイプ名称を変更

R5：施工実績審査タイプ【舗装工事型】・【大規模型】

R6：専門工事タイプ【舗装型】・【舗装型（大規模）】

○「共同企業体における表彰等」について、共同企業体の構成員の複数に同一の表彰実績がある場合の取り扱いを改正

○「北海道建設部工事等優秀者表彰」について、入札参加資格区分の取り扱いを改正

○「主任（監理）技術者の継続教育」の特例措置を継続

○実施日：令和6年4月1日公告より適用。

令和6年度 専門工事タイプ【舗装型】・【舗装型（大規模）】評価項目

表E

技術評価項目		評価基準		専門工事タイプ【舗装型】		専門工事タイプ【舗装型（大規模）】					
				評価点	配点	小計	配点	小計			
企業の施工能力等	工事施行成績	建設管理部発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	ランク								
			95点≦ 平均点	7.75	7.75	10.75	7.75	10.75			
			94点≦ 平均点 < 95点	7.60							
			93点≦ 平均点 < 94点	7.50							
			91点≦ 平均点 < 93点	7.00							
			89点≦ 平均点 < 91点	6.50							
			87点≦ 平均点 < 89点	6.00							
			85点≦ 平均点 < 87点	5.50							
			83点≦ 平均点 < 85点	5.00							
			81点≦ 平均点 < 83点	4.50							
			79点≦ 平均点 < 81点	4.00							
			77点≦ 平均点 < 79点	3.50							
			平均点 < 77点	3.00							
			北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部で年1回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰（入札参加資格ごと）、道新技術・新製品開発賞					0.50	0.50	
建設管理部工事優良企業表彰	過去2年間に表彰あり（受賞した建設管理部で年1回適用）（別表6）	0.50	0.50						0.50		
ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00	0.50		0.50						
地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績（別表1）	1.50 1.00 0.50 0.00	1.50		1.50						
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級舗装施工管理技術者	1.00	1.00	2.00	1.00	2.00				
		一級舗装施工管理技術者	0.75								
		二級舗装施工管理技術者（有資格期間10年以上）	0.50								
		二級舗装施工管理技術者（有資格期間5年以上）	0.25								
		上記以外	0.00								
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（評価単位以上取得）（別表5） なし	0.50 0.00	0.50		0.50					
主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部内の兼任工事を重複評価しない） なし	0.50 0.00	0.50		0.50						
担い手の育成・確保	地域での選択項目	新規の雇用	①新規の雇用あり（札幌建設管理部で年1回適用）（別表4） なし	0.75 0.00	0.75	0.75	0.75				
		地域独自設定項目	人材育成（技術者の育成）の取組あり（別表7） なし	0.25 0.00							
	その他	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地（施工実績審査タイプ【舗装工事型】に適用）	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所（別表2）（専門工事タイプ【舗装型】に適用）				1.00 0.75 0.50 0.00	1.00		-
		主たる営業所の所在地（施工実績審査タイプ【大規模型】に適用）	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所（別表3）（専門工事タイプ【舗装型（大規模）】に適用）	1.00 0.50 0.00				-	2.00	1.00	2.00
地域建設業経営環境評価	地域での選択項目	プラントの所有（注1） 所在地	自社経営または共同経営（注2） なし	0.50 0.00	1.00	1.00	1.00				
			札幌建設管理部管内に所有 上記以外	0.50 0.00							
			評価比率<0.25	3.00				3.00	3.00	3.00	3.00
			0.25≦評価比率<0.50	2.40							
			0.50≦評価比率<0.75	1.80							
			0.75≦評価比率<1.00	1.20							
1.00≦評価比率<1.25	0.60										
1.25≦評価比率	0.00										
計（満点）					18.50		18.50				
減点項目	評価基準			配点							
過去6か月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり			-1.00							
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり			-1.00							

※ 札幌建設管理部では、担い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域独自設定項目は、上表のとおりとする。  
 ※ 札幌建設管理部における共同企業体の取り扱い、各構成員の評価点の平均点とする。（技術評価項目のうち「北海道建設部工事等優秀者表彰」「建設管理部工事優良企業表彰」「新規の雇用」は除く）  
 ※ プラントの所有、所在地 注1：道内でAsプラントを所有しているもの。注2：共同経営とは、複数の企業が共同出資し経営しているもの。  
 ※ 「地域建設業経営環境評価」について、2・3月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成予定を分子から除外して計算を行う。  
 ※ 札幌建設管理部では、改築系舗装工事（維持補修系でない工事）のうち6千万円以上の工事を専門工事タイプ【舗装型（大規模）】とし、各工事毎に公告において、明示したうえで実施する。

別表 1 地域精通度

技術評価項目		評価基準		評価点
地域精通度	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	適用1	工事箇所が存する建設管理部管内	1.50
			上記に隣接する建設管理部管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用2	工事箇所が存する総合振興局・振興局管内	1.50
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用3	工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.50
			工事箇所が存する総合振興局・振興局管内	1.00
			札幌建設管理部管内	0.50
			なし	0.00
		適用4	工事箇所が存する市町村	1.50
			工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.00
			工事箇所が存する建設管理部管内	0.50
			なし	0.00

別表 2 (専門工事タイプ【舗装型】)

別表 2 地域の安全・安心貢献度

技術評価項目		評価基準		評価点
地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	適用1 (工事箇所：石狩振興局管内)	工事箇所が存する市町村	1.00
			上記に隣接する石狩振興局管内市町村	0.75
			石狩振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
		適用2 (工事箇所：空知総合振興局管内)	工事箇所が存する市町村	1.00
			上記に隣接する空知総合振興局管内市町村	0.75
			空知総合振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00

※ 工事箇所が石狩振興局管内の市町村と空知総合振興局管内の市町村に跨がる場合は、適用1及び適用2を併記することとする。

別表 3 (専門工事タイプ【舗装型(大規模)】)

別表 3 地域の安全・安心貢献度

技術評価項目		評価基準		評価点
地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	適用	工事箇所が存する建設管理部管内	1.00
			上記に隣接する建設管理部管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00

別表 4 新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を(卒業・修了年度を含む4か年度以内)雇用した企業</li> <li>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</li> </ul> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。 (継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)とする。)</li> <li>・年齢制限は設けない。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(公告日が令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間)</p> <p>【評価基準】</p> <p>(ア)札幌建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。 (年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。) (公告日が令和6年度の場合、令和6年4月1日～令和7年3月31日の公告工事で1回限り)</p> <p>(イ)が「ドライ」Ⅲ-3-2-2(2)工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ評価基準(イ)(ウ)」と同様の扱いとする(P27(2)ウ参照)</p>

別表5 主任（監理）技術者の継続教育

技術評価項目	留意事項等																																	
CPDの証明あり（評価単位以上取得）	<p data-bbox="363 394 571 425">【評価対象の種類】</p> <ul data-bbox="363 434 1037 465" style="list-style-type: none"> <li>• 評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="363 479 1517 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 479 676 667" rowspan="2">団体名</th> <th colspan="5" data-bbox="676 479 1517 555">評価単位</th> </tr> <tr> <th data-bbox="676 555 839 667">1年間 (R5.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="839 555 1002 667">2年間 (R4.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="1002 555 1165 667">3年間 (R3.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="1165 555 1327 667">4年間 (R2.4.1～ R6.3.31)</th> <th data-bbox="1327 555 1517 667">5年間 (H31.4.1～ R6.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 667 676 770">(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td> <td data-bbox="676 667 839 770">20 ユニット 以上</td> <td data-bbox="839 667 1002 770">30 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1002 667 1165 770">40 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1165 667 1327 770">50 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1327 667 1517 770">60 ユニット 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 770 676 873">(公社)土木学会</td> <td data-bbox="676 770 839 873">50 単位 以上</td> <td data-bbox="839 770 1002 873">—</td> <td data-bbox="1002 770 1165 873">—</td> <td data-bbox="1165 770 1327 873">—</td> <td data-bbox="1327 770 1517 873">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 873 676 981">(公社)日本技術士会</td> <td data-bbox="676 873 839 981">50 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="839 873 1002 981">—</td> <td data-bbox="1002 873 1165 981">100 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="1165 873 1327 981">—</td> <td data-bbox="1327 873 1517 981">—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="363 994 491 1025">【評価基準】</p> <p data-bbox="392 1034 1072 1066">(ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。</p> <p data-bbox="392 1075 865 1106">(イ) 評価する単位は上表のとおりとする。</p> <p data-bbox="392 1124 1177 1155">(ウ) 評価単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。</p> <p data-bbox="405 1164 1203 1196">(公告日が令和6年度の場合、令和6年3月31日迄の1年間とする。)</p> <p data-bbox="392 1214 1238 1290">(エ) 評価単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。</p> <p data-bbox="405 1299 951 1330">(2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)</p> <p data-bbox="392 1348 810 1379">※継続教育取得単位緩和の特例措置</p>					団体名	評価単位					1年間 (R5.4.1～ R6.3.31)	2年間 (R4.4.1～ R6.3.31)	3年間 (R3.4.1～ R6.3.31)	4年間 (R2.4.1～ R6.3.31)	5年間 (H31.4.1～ R6.3.31)	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	40 ユニット 以上	50 ユニット 以上	60 ユニット 以上	(公社)土木学会	50 単位 以上	—	—	—	—	(公社)日本技術士会	50 CPD時間 以上	—	100 CPD時間 以上	—	—
団体名	評価単位																																	
	1年間 (R5.4.1～ R6.3.31)	2年間 (R4.4.1～ R6.3.31)	3年間 (R3.4.1～ R6.3.31)	4年間 (R2.4.1～ R6.3.31)	5年間 (H31.4.1～ R6.3.31)																													
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	40 ユニット 以上	50 ユニット 以上	60 ユニット 以上																													
(公社)土木学会	50 単位 以上	—	—	—	—																													
(公社)日本技術士会	50 CPD時間 以上	—	100 CPD時間 以上	—	—																													

別表 6 企業の施工能力

技術評価項目	留意事項等
建設管理部工事優良企業表彰	<p>【評価対象】 過去2年間の札幌建設管理部工事優良企業表彰（一般土木（舗装）工事）を評価する。</p> <p>【評価期間】 過去2年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、2年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間 （公告日が令和6年度の場合、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間）</p> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌建設管理部において年1回適用（落札するまで）できる。 （年1回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、1回限りとする。） （公告日が令和6年度の場合、令和6年4月1日から令和7年3月31日の公告工事で1回限り。）</li> <li>・ガイドライン Ⅲ-3-2-2（2）工事等優秀者表彰標準項目の「ウ評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする。（P27（2）ウ参照）</li> </ul>

別表7 地域での選択項目（その他）

技術評価項目	留意事項等
その他 （人材育成への取組）	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」の審査において評価された企業。</li> <li>※（技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした企業）</li> <li>• 北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」と同等の取組を行った実績のある企業。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <p>令和5年4月1日から当該年申請直近までの実績とする。</p> <p>【その他】</p> <p>実施内容が客観的に判断できる資料の写しを提出すること。            （開催案内、領収書など）</p>